

建築基準法第56条の2第1項ただし書きによる

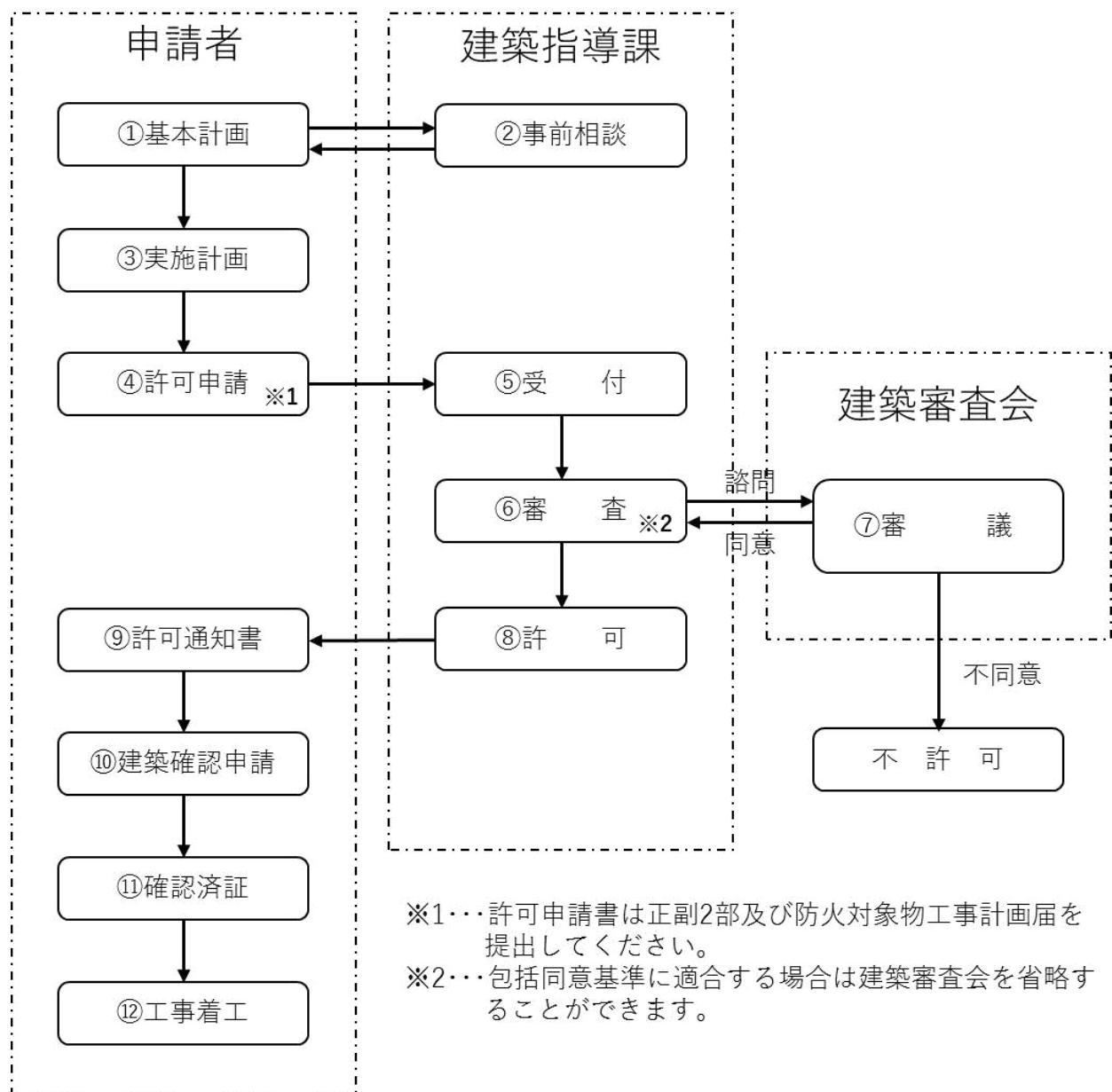
日影規制緩和の許可

一宮市建築部建築指導課

日影規制緩和の許可について

建築基準法第56条の2により、原則として、日影規制を超える建築はできません。ただし、一宮市が土地の状況等により周囲の居住環境を害するおそれがないと認め、建築審査会の同意を得て許可した場合に限り増築等が可能となります。

1 手続きフロー



② 事前相談

建築基準法第56条の2第1項ただし書き許可（以下日影許可という。）の適用について、日影図等を持参の上、窓口にてご相談ください。

④ 許可申請

許可申請書は、建築基準法施行規則に定められた様式（第43号様式）に、下記の陳述書及び添付図書をA4版に折込んで添付し、正副および防火対象物工事計画届（消防法等施行細則第7号様式）の3部を提出してください。（防火対象物工事計画届には、正副と同じものを添付してください。）

※提出期限は、建築審査会の4週間前までとなります。

○必要書類

・許可申請書	様式はウェブサイトよりダウンロードしてください。
・陳述書	必要事項を記載してください。（参考様式あり）
・都市計画図	周辺の状況が読み取れるよう縮尺は1/10,000程度とし、申請地を赤色で塗り潰し、申請地と表示し、目立たない場合はさらに○で囲んでください。
・付近見取図	方位、道路及び目標となる地物がわかるようにしてください。また、申請地を赤枠で囲み申請地と表示し、周辺の用途地域を都市計画図にならって着色する。
・公図の写し	最新の公図を添付してください。 申請地は赤線で表示してください。
・配図	方位、縮尺、敷地境界線、敷地寸法、申請建築物の位置、構造、階数、敷地に接する道路の位置、管理幅員、道路中心線、道路後退線、後退寸法を明記してください。なお、敷地境界線は茶線、申請建築物は青色塗りつぶしで明示してください。また、既設の主たる建築物の建設年度及び許可を取ったものについては許可番号、許可年月日を記載する。
・各階平面図	方位、縮尺、間取り、各室の用途を記載してください。
・立面図	4面以上を記載し、最高の高さ及び軒の高さを記入してください。
・断面図	2面以上を記載してください。
・現況図	申請に係る建築物の敷地の隣地又はこれに連接する土地で日影時間が2時間以上の範囲にある土地及び当該建築物の街区の土地ならびにこれらの土地に付属する建築物を明記してください。縮尺1/200～1/500
・現況日影図	現況の法定日影図を記載してください。
・単独日影図	ワンランク強化（敷地境界線を5m、敷地境界線から5mの位置を10mの規制とする）の計画建築物の単独日影図を記載してください。
・複合日影図	計画建築物を含めた法定日影図を記載してください。
・委任状	
・その他市長が必要と認めるもの	
※図面作成時の凡例	

- 図面の着色は次の通りとする。

5m 測定線用等時間日影曲線および不適格部分	赤
10m 測定線用等時間日影曲線および不適格部分	橙
5m および 10m 測定線	紺
敷地境界線	茶
敷地内既設建築物	青 内側ぼかし
敷地内申請建築物またはその部分	青 塗りつぶし
近隣の住宅（兼用住宅等を含む）	黄 塗りつぶし
近隣の住宅に準ずる（日照を必要とする）建築物	黄緑 塗りつぶし
近隣のその他の建築物	緑 塗りつぶし

※必要に応じて日影の拡大図（詳細図）を添付してください。

⑦ 建築審査会の同意

建築審査会案件は事前に審査会用の資料とスライド用データが必要となります。建築審査会の開催日の2週間前までに、担当者の審査時の指摘・質疑の内容を修正した図面（都市計画図、付近見取図、公図、配置図、各階平面立面断面図、現況図、日影図）を5部、カラーで提出してください。スライド用のデータはPDF形式とし、CD-R等で提出してください。

※建築審査会は毎月第2火曜日を開催（ただし、8月、1月は非開催）

※一宮市建築審査会の包括同意基準に適合するものは、あらかじめ建築審査会が同意したものとみなし、許可することができる。

⑤許可受付→⑥審査→⑧許可（後日 建築審査会に報告）

2 許可申請手数料

許可申請手数料は、一件につき160,000円となります。

3 許可条件等について

- 法の規定上の日影規制の適用は受けるが、地形、敷地の周囲の状況から見て、日影規制を適用する意味がないか、または規定通り適用することが不合理と認められる場合
 - 敷地の北側隣地との高低差が極めて大きいこと、敷地が南向き斜面にあること等のため、日影の測定面が地盤面下にあるもの
 - 敷地と道路、水面等の間に、幅の狭い土地があるもの（道路等と敷地の間にその道路等と一体をなす修景的な機能の路線上の公園等がある場合等）
 - 地物等による日影が大きく、建築物による日影は実質的に他の敷地に及ばないもの（建築物の敷地の北側に土堤などの施設があり、建築物による日影は実際には他の敷地には生じず、土堤等の上に生ずる日影を規制しても意味がない場合等）
- 日影規制の対象区域の境界線付近に敷地がある場合で、敷地の位置、周囲の土地利用の状況等から、局所的に日影規制を適用する意味がないと認められる場合

- (1) 建築物の敷地は、日影規制の対象区域内であるが、当該敷地内の部分を除く対象区域内には軽微な日影を生ずるのみであり、かつ、日影を生ずる区域の土地利用の実態からみて日影を規制する意味のないもの
 - (2) 建築物の敷地は日影規制対象区域外であるが、対象区域内に軽微な日影を生ずるため、日影規制の適用を受ける場合で、日影を生ずる区域の土地利用が対象区域外の土地利用と一体的、連続的であること等により、日影を規制する意味のないもの
3. 日影を生ずる土地の区域が建築物の敷地とならないような措置が講じられており、日影規制を適用する意味がないと認められる場合
 4. 既存不適格建築物の増改築については、不適格日影部分が増大せず、かつ、申請部分の単独日影が1ランク強化規制値（敷地境界線とみなす線を5mライン、5mラインを10mラインとみなした値）以内であるもの
 5. 前各号に掲げるもののほか、公益性があり、かつ、周囲の居住環境を害するおそれがないものの。ただし、既存不適格建築物の増改築の場合は、不適格日影部分の増大がないものに限る。

4 その他

過去に許可を受けた敷地及び建築物に増築を行う場合は再度、日影許可を受ける必要がありますのでご注意ください。また、許可後に条件等に違反していることが判明した場合は許可を取り消すことがありますのでご注意ください。

附則

令和2年3月16日作成

附則

令和4年4月改正

附則

令和5年4月改正